

ヒミツキチ実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、ヒミツキチ実行委員会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は会長宅とする。

(設立年月日)

第3条 本会の設立年月日を令和2年5月3日とする。

(目的)

第4条 子育ての負担を少しでも減らし、子供たちに友達と触れ合える第二の居場所を作る。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) オンラインでの学童
- (2) 子供たちの居場所づくりに関する事業
- (3) 子育ての負担軽減に課する事業
- (4) 子供たちの学力向上に関する事業

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 教育に興味がある者
- (2) その他、会長が認めた者

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長に問い合わせ許可をもらうこと。

(会費)

第8条 特になし。

(退会)

第9条 会員は、会長に申し込むことにより任意に退会することができる。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第12条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第13条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任または解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第14条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和2年5月28日から施行する。